

フロン回収破壊法（カーエアコン部分）の施行状況及び今後について

平成14年10月に本格施行されたフロン回収破壊法のカーエアコン部分に関しては、平成17年1月1日の自動車リサイクル法本格施行に伴い、同法へ引き継がれることとなったが、その間の施行状況は以下のとおりとなっている。

1. フロン回収破壊法の施行体制

使用済自動車のカーエアコン内のフロン類は、関係事業者により回収され、自動車メーカー・輸入事業者に取り上げられ、フロン破壊業者に引き渡され破壊されるというのが法律の大きな枠組み。このフロン類の回収・運搬・破壊等に要する費用は、自動車メーカー等が定め、自動車ユーザーが支払う料金から賄われるものである。

フロン回収破壊法を円滑かつ効率的に運用するため、(社)日本自動車工業会が中心となり、自動車関連業界の協力のもと、(財)自動車リサイクル促進センターが自動車メーカー等から一元的に業務委託を受け、回収済みフロン類の引取・破壊を行う「自動車フロン引取・破壊システム」を構築。

「自動車フロン引取・破壊システム」は、(財)自動車リサイクル促進センターがフロン券を発行し、自動車ユーザーからの回収・破壊費用の徴収、回収業者への回収料金の支払い等の業務を一括して代行する仕組み。フロン券による料金支払場所として、コンビニエンスストア5社又は郵便局を活用し、自動車所有者はフロン券とともに使用済み自動車を引取業者に引き渡し、引取業者はフロン類管理書を起票した上で、これとともに使用済み自動車を回収業者に送り、フロン類が回収される仕組みであった。さらに、回収業者が回収したフロン類は、宅配便を用い(財)自動車リサイクル促進センターの委託する許可破壊業者に引き渡され、一元的に破壊が行われた。

フロン類を利用したカーエアコンの搭載された使用済自動車を引き取る第2種特定製品引取業者、及びフロン類を回収する第2種フロン類回収業者については、自治体への登録が必要になったところ、昨年4月時点での都道府県・政令指定都市への事業所登録数は、全国で第2種特定製品引取業者が63,798事業所、第2種フロン類回収業者が26,927事業所。

2. フロン類回収・破壊等の実績について

(1)(財)自動車リサイクル促進センターの実績

平成14年10月から本年3月までの(財)自動車リサイクル促進センターの引取・破壊実績は以下のとおりとなっている。

年 度 実 績		平成14年度 (2002年度)	平成15年度 (2003年度)	平成16年度 (2004年度)			累 計 (H14/10- H17/3)
		下 期 (H14/10- H15/3)	上期・下期 (H15/4- H16/3)	上 期 (H16/4- H16/9)	下 期 (H16/10- H17/3)	合 計 (H16/4- H17/3)	
引取破壊 実績	台数 (万台)	34.4	108.4	53.9	47.6	101.5	244.3
	量 (ト)	136.3	413.7	207.7	186.3	394.0	944

注) 16年度下期の実績には17年1月1日以降自動車リサイクル法に基づき引取・破壊されたフロン類は含まれない。

(2) フロン類の回収量等の年次報告(平成14年度、平成15年度分)

フロン回収破壊法において、第二種フロン類回収業者によるフロン類の回収量等については、毎年度、各登録第二種フロン類回収業者により各自治体に対して報告が行われ、これが集計の上、国に通知されて実績が公表される制度となっている。

平成14年度(平成14年10月~平成15年3月の半年分)及び平成15年度の集計結果については、以下のとおりとなっている。なお、各自治体は年度終了後半年以内に国に通知することとなっているため、平成16年度分については今秋に集計して公表することとなる。

(単位 kg)

	平成14年度	平成15年度
回収した第二種特定製品の台数	955,959 台	1,697,064 台
年度当初の保管量		135,776
回収した量	389,220	637,857
自動車メーカー等に引き渡された量	163,810	420,107
再利用された量	113,290	170,155
年度末の保管量	114,043	183,198

3. フロン回収破壊法の施行状況の評価

上述のとおり、平成16年度にフロン類回収業者が回収した第二種特定製品の台数についての年次報告は受けていないが、平成16年度の(財)自動車リサイクル促進センターの引取・破壊台数は101.5万台となっている。

平成15年度の(財)自動車リサイクル促進センターの引取・破壊台数は108.4万台で、フロン類回収業者による回収台数169.7万台の約64%にあたっている(残りは、再利用など)ことから、(財)自動車リサイクル促進センターにて引取・破壊された台数が、回収された台数全体に占める割合が平成16年度も平成15年度と同じであったと仮定すると、フロン回収破壊法に基づき回収された総台数は、約160万台と計算できる。

一方、平成17年1月～3月に引き取られた使用済自動車については自動車リサイクル法に則って処理されており、この3ヶ月間に引取業者が引き取った台数がこの160万台という数字に含まれていないことを考えると、実質的には、平成16年度に回収された台数は平成15年度よりも増加したものと想定される。フロン回収破壊法の対象となる使用済自動車の発生予想台数にかんがみれば相当程度下回る水準ではあったが、平成14年10月の施行から今年度までの間に着実に実績を伸ばすことができた。

このように施行後着実に実績を伸ばしていることを踏まえると、フロン類の大気排出抑制という問題の重要性に鑑み、自動車リサイクル法の施行を待つことなくフロン類の適正な引取・破壊を制度化した「フロン回収破壊法」は、一定の効果があったものと考えられる。また、フロン回収破壊法の施行に伴い、関係事業者、自動車所有者の使用済自動車への意識が高まり、その後の自動車リサイクル法の理解・周知活動の円滑化に寄与したものと考えられる。

一方で、想定を下回る水準となった理由としては、フロン回収破壊法ではフロン類管理書にて各事業者の使用済自動車の引取・引渡を管理する制度であるが、これらの情報を全国で一元的に管理する仕組みではないことから、事業者が法遵守に向けた取組を適正に行っているのかが確認しにくかったこと、(財)自動車リサイクル促進センター及び国・自治体等で協力の上、理解普及活動を行ってきたものの、事業者や自動車ユーザーの

制度への十分な理解が必ずしも達成されていなかったこと、などを挙げる
ことができるものと考えている。この経過を踏まえ、自動車リサイクル法
の施行に当たっては、厳格な電子マニフェスト制度の導入と情報管理セン
ターによる一元的な情報管理の実施に加え、事業者・自動車ユーザーに対
してきめ細かい理解普及活動を講じるなど、フロン回収破壊法をベースに
補強を行ってきた。

4. 今後について

昨年12月までに第二種特定製品引取業者に引き取られた使用済自動車
に係るフロン類については、今後も引き続きフロン回収破壊法に基づき、
引取・破壊されることとなる。(財)自動車リサイクル促進センターは「自
動車フロン引取・破壊システム」を引き続き運営していくが、今後引き取
られるフロン類はごくわずかと考えられる。このため、本年9月からは、
自動車リサイクル法に基づくフロン類の回収・破壊を自動車メーカー等か
ら一元的に業務委託を受けて行っている有限責任中間法人自動車再資源化
協力機構が、(財)自動車リサイクル促進センターからの再委託を受け、フ
ロン回収破壊法に基づくフロン類の引取・破壊も併せて実施する。さらに
平成18年4月からは自動車再資源化協力機構と自動車メーカー等が直接、
業務委託契約を結び効率的に業務を運営することとする。

フロン類がフロン類回収業者により再利用される場合には、フロン券によ
って(財)自動車リサイクル促進センターが収受した金銭は結果的に回収・
破壊費用として使用されないこととならざるをえない。この資金の取り扱
いについては、産業構造審議会等における審議結果を踏まえ、(財)自動車
リサイクル促進センターにおいて他の事業とは明確に区分し、フロン類に
関する広報活動などフロン類の大气への排出抑制に資する事業に活用する
こととなっていることは、従前から本合同会議の場でもご説明していると
おり。

上述のとおり、フロン回収破壊法に基づいたフロン類の引取・破壊が今
後も一部行われる可能性があることから、こうした資金の最終的な額を確
定することはできないが、現在の見通しでは約7億円(フロン券約28万
枚分)発生するのではないかと見込まれている。これについては、上記方
針に従い、以下のとおり活用することとする。

広報・啓発活動

(財)自動車リサイクル促進センターフロン事業部において、本年度、フロン類の排出によるオゾン層や地球温暖化への影響等につき、戦略的かつ効果的な広報・啓発活動を実施する。広報啓発活動の内容については下記のような案を検討している。

【想定される広報・啓発活動例】

- ・対象者や訴求点など戦略を明確にしたシンポジウムの開催
- ・小学生、中学生を対象とした啓発活動のための教育ツールの教育現場への提供

公益信託の設立(基金への出えん)

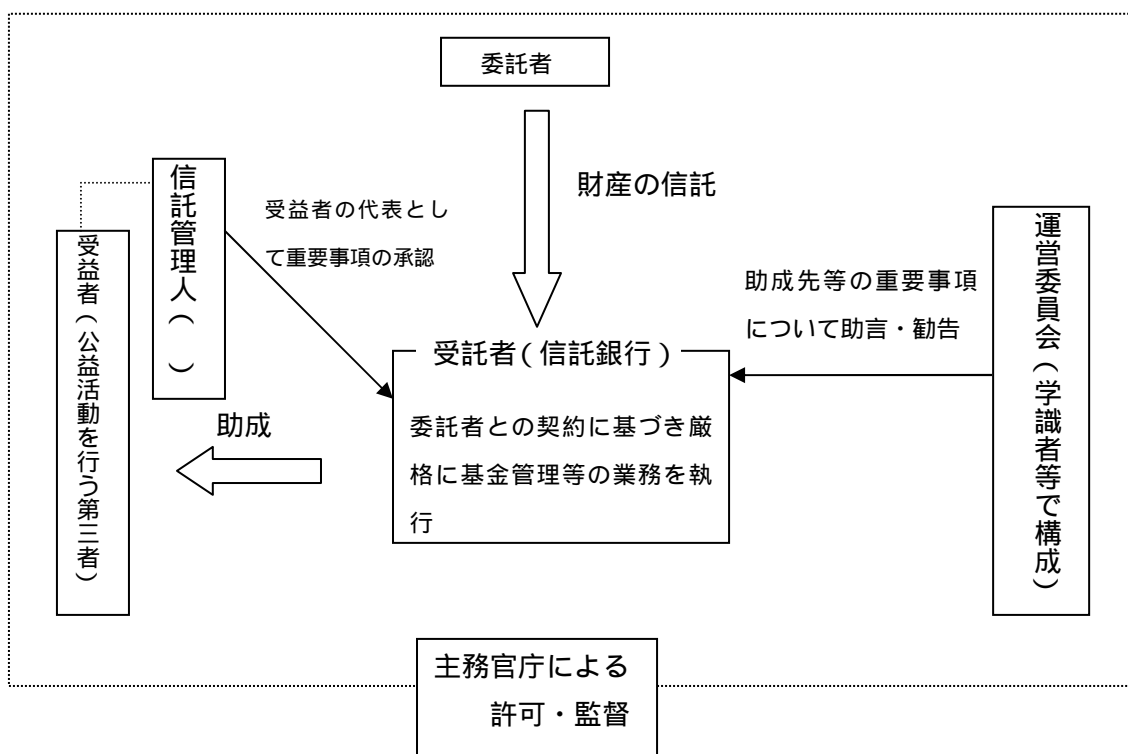
フロン類の大气排出抑制への取組みは、中長期継続的に行っていく必要があることから、公益信託を設立し、例えば以下のようなフロン類の大气排出抑制に資する事業等に対し、中長期的に助成を実施する。

【想定される助成対象事業例】

- ・フロン類の大气排出抑制を目的として開催されるシンポジウムの開催に対する助成
- ・フロン類を使用した機器の適切な取扱い方や廃棄方法を一般に啓発するための広報活動に対する助成
- ・途上国におけるフロン類回収・破壊プロジェクトに対する助成

公益信託とは、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた公益目的にしたがってその財産を管理運用し、第三者の行う公益活動の支援を行う信託法に基づく制度。主務官庁が監督するとともに、助成等に当たっては、学識者等からなる運営委員会が審査を行い助成対象事業を決定するという極めて公益性の高い制度。

【公益信託のしくみ】



- () 信託管理人とは、不特定である受益者の利益を保護するため受益者を代表して受託者の職務について承認を与える者として、信託契約にて設定された者

なお、上述の2つの用途への資金の配分については、今後、実務の詳細を詰めていく中で確定していく。